

(参考)

**東京都青少年の健全な育成に関する条例 (抄)**

(携帯電話端末等の推奨)

第5条の2 知事は、携帯電話端末若しくはPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）又は携帯電話端末等において利用可能な機能で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないように必要な配慮を行っていることその他の東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮していると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨することができる。

2 知事は、前項の規定による推奨をしようとするときは、東京都規則で定めるところにより、業界に関係を有する者、青少年の保護者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

**東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則 (抄)**

(携帯電話端末等の推奨の基準)

第2条の2 条例第5条の2第1項の東京都規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める要件を全て満たし、青少年の利用に関して青少年の健全な育成に配慮していると認められる携帯電話端末等（条例第5条の2第1項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）又は携帯電話端末等において利用可能な機能であること。

イ 青少年が専ら保護者等（保護者（条例第4条の2第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。）及び青少年の育成に関わる者をいう。以下同じ。）との連絡のために携帯電話端末等を利用する時期（おおむね小学生程度）

(1) 青少年が携帯電話端末等を利用して保護者の望まない相手と連絡を取ることを防止できること。

(2) 青少年による携帯電話端末等での連絡を取るための利用において、青少年の家庭の状況に応じてその利用を最小限にとどめられること。

(3) 青少年が携帯電話端末等を利用してウェブサイトを利用することができないこと。

(4) 連絡を取るための機能以外の機能がないこと又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること。

(5) 保護者等による保護又は監護を可能とする機能があること。

ロ 青少年がインターネットの利用について学習している時期（おおむね中学生以上）

(1) 青少年が携帯電話端末等を利用して青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある相手と連絡を取ることを防止できること。

(2) 青少年の家庭の状況に応じて青少年による携帯電話端末等の深夜の利用を適切に制限できるとともに、青少年の生活習慣を乱すような携帯電話端末等の利用及び依存的な利用を抑止できること。

(3) 保護者が、利用者である青少年のプライバシーに配慮しつつ、必要に応じて青少年の携帯電話端末等の利用状況を適切に把握することができること。

(4) 青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）の閲覧を制限するために、青少年が、携帯電話端末等のインターネットを利用して、青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用できること。

(5) 連絡を取るための機能若しくはウェブサイトを利用するための機能以外の機能がないこと又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること。

二 前号に掲げる要件に該当する機能が一括して提供されていること又は当該機能を保護者が容易に設定できるようにされていること。

三 第1号に掲げる要件に該当する機能を確保するため、その機能を設定し、又は変更する場合には、必ず保護者が関与する仕組みが確保されていること。

#### (検討委員会の設置)

第2条の3 条例第5条の2第2項の規定により意見を聴取するために、東京都推奨携帯電話端末等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

#### (検討委員会の構成)

第2条の4 検討委員会は、次に掲げる者につき、青少年・治安対策本部長が任命又は委嘱する委員16人以内をもって構成する。

一 業界に関係を有する者 3人以内

二 青少年の保護者 3人以内

三 教育関係者 3人以内

四 学識経験を有する者 3人以内

五 関係行政機関の職員 2人以内

六 東京都の職員 2人以内

#### (委員の任期)

第2条の5 前条第1号から第4号までの委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (検討委員会の庶務)

第2条の6 検討委員会の庶務は、青少年・治安対策本部総合対策部青少年課において処理する。

## 東京都推奨携帯電話端末等検討委員会運営要綱

平成 23 年 9 月 1 日  
23 青 総 青 第 624 号  
改正 平成 24 年 6 月 1 日  
24 青 総 青 第 263 号  
改正 平成 27 年 1 月 26 日  
26 青 総 青 第 1078 号  
改正 平成 28 年 12 月 22 日  
28 青 総 青 第 878 号

### (運営方針)

第1条 東京都推奨携帯電話端末等検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年8月1日条例第181号。以下「条例」という。）第5条の2第2項及び東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成16年東京都規則第98号。以下「規則」という。）第2条の3の規定に基づき、携帯電話端末若しくはPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）又は携帯電話端末等において利用可能な機能（以下「機能」という。）を推奨するに当たり、適切に意見を表明し、もって公正性を図るものとする。

### (検討委員会の任務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項をその任務とする。

- 一 申請者が推奨を申請しようとする携帯電話端末等又は機能について、規則第2条の2の規定に照らして、同条各号の規定に適合するか否かについて意見を述べること。
- 二 青少年・治安対策本部長からの求めに応じ、規則第2条の2に規定された携帯電話端末等の推奨基準、知事が推奨する携帯電話端末等に表示する標章及び携帯電話端末等の推奨の周知について意見を述べること。

### (検討委員会の運営方法)

第3条 検討委員会においては、申請に係る携帯電話端末等又は機能について申請者による仕様等の説明を受けた後、規則第2条の2の規定に照らし、委員による検討を行い、各々が意見を表明するものとする。ただし、会長が、検討委員会を招集して意見の表明をする必要がないと認める場合は、文書その他の方法により、検討委員会の議事を行うことができる。

### (公開等)

第4条 検討委員会は、公開で行うものとする。ただし、第2条第1号に係る任務を行う場合及び東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条第3号に規定する情報を取り扱うことが予定される場合は、検討委員会の決定により非公開とすることができる。

- 2 検討委員会の会議録等は、公開するものとする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条に規定する非開示情報に該当する箇所を除く。

### (開催)

第5条 検討委員会は、1月及び7月に開催する。ただし、申請がない場合又は青少年・治安対策本部長が必要と認めた場合には、この限りではない。

### (会長)

第6条 検討委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。